



平成 24 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社オートウェーブ
代表者名 代表取締役社長 廣岡 大介
(JASDAQ・コード 2666)

問合せ先

取締役管理本部長兼法務・IR 部長 廣岡 耕平
電話 043-250-2669(代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 26 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました戸谷雅美氏（以下「原告」といいます。）から提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、平成 24 年 6 月 25 日付にて、東京地方裁判所民事第 18 部より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所民事第 18 部
- (2) 年月日 平成 24 年 6 月 25 日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、原告が、去る平成 21 年 10 月 22 日に払込みが完了した第三者割当による当社新株発行において、当社から引受人となるよう要請を受けた事実はなく、また当社との間で引受契約、払込契約等を締結した事実もなく、何ら払込責任を負うものではないにもかかわらず、平成 21 年 9 月 18 日から平成 22 年 2 月 12 日までの当社公表書面において、虚偽の事実を摘示されたことにより原告の名誉が毀損されたとして、当社に対し、損害賠償と謝罪文の掲載を求めていたものです。

当社は、原告の請求には何ら理由がないとして、当社の正当性を主張し全面的に争ってまいりました。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 氏名 戸谷 雅美
- (2) 住所 東京都目黒区

4. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

当社の勝訴判決であり、本件訴訟による当社業績への影響はございません。なお、今後、本件訴訟に関して公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以 上